

北上市立学校適正配置基本計画
-地域協働型合意形成による策定-
(素案)

令和 8 年 3 月
北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会

目次

はじめに	- 3 -
序 北上市立学校適正配置基本計画の概要	- 4 -
1 趣旨	- 4 -
2 位置づけ	- 4 -
3 計画期間	- 4 -
4 計画の構成	- 4 -
第一部 全体計画編	
第1 北上市教育の目指す姿	- 6 -
1 変化の時代	- 6 -
2 望ましい教育環境の実現に向けて	- 6 -
第2 市立小中学校の状況	- 8 -
1 北上市の人口の推移	- 8 -
2 児童・生徒数の推移	- 8 -
第3 計画の基本方針	- 11 -
1 小規模校のデメリットの解消（最小化）に向けて	- 11 -
2 北上市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査	- 13 -
3 適正配置のための検討の進め方	- 17 -
第二部 学校区編	
資料	- 21 -

はじめに

現代社会は、少子化・人口減少、グローバル化、温暖化、大規模災害、新型コロナウィルスの脅威、国際紛争、貧困・格差問題など、複雑で予測困難な課題に直面しています。こうした変化の激しい現実において、子ども達が未来を生き抜く力を育む教育の重要性はますます高まっています。中央教育審議会の答申「次期教育振興基本計画について」(令和5年3月8日)では、「多様性」「包摂性」「公平・公正」を重視した教育のあり方が示され、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。

また、OECDの「ラーニングコンパス 2030（学びの羅針盤）」では、児童生徒のエージェンシー（社会的な文脈の中で、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）を育てる教育が提起されており、これらの考え方は、わが国の教育政策の中に反映されています。

さらに、わが国では、成年年齢や選挙権年齢の18歳への引き下げや、若者の積極的な社会参画の実現に加え、令和5年4月施行の「こども基本法」において、「子どもの最善の利益」を最優先とした教育施策の必要性が明記され、予測できない未来に向けて、子ども達が持続可能な社会の創り手となる力を育むことが求められています。

北上市教育委員会では令和3年度に「北上市教育振興基本計画」を改訂し、社会環境の変化に対応した教育方針を示しました。令和5年度には外部委員による「北上市立学校適正配置の在り方検討委員会」を設置し、未来を創る子ども達にとってより良い教育環境の構築を目指した提言「きたかみの未来を創る教育のあり方」を受けました。

この提言を踏まえ、令和6年6月に、保護者・地域教育関係者・学校関係者・外部有識者の外部委員10名で構成する北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会を設置し、議論を重ね、この度北上市立学校適正配置基本計画を策定しました。

本計画は、全市的な観点から学校の適正配置に向けた具体的な方策を検討した第1部「全体計画編」と、各学校区の住民等が主体となって検討した第2部「学校区編」によって構成されています。特に各学校区編においては、行政計画案を元にした従来の策定手法ではなく、地域住民や保護者が子どもの最善の利益を最優先に据え、学校のあり方や課題解決の手法を地域が主体となって議論し、得られた結論を尊重し計画に盛り込みました。地域住民がこれまで以上に学校教育のあり方について考える機会になったとともに、地域と行政が連携して計画を策定し推進していく体制づくりができたものと評価しています。

北上市の子どもたちが持続的で適正な教育環境の中で健やかに成長し、郷土や地域の歴史や魅力を学び、誇りを持って未来の社会を力強く生き抜くものと期待しています。

令和8年3月

序 北上市立学校適正配置基本計画の概要

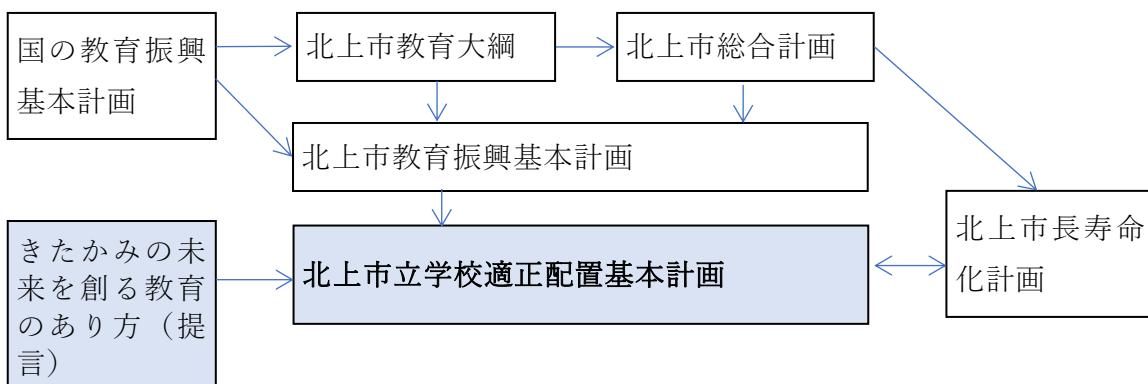
1 趣旨

「きたかみの未来を創る教育のあり方」提言書を踏まえ、子ども達にとって持続的で適正な教育環境を実現することを目的とします。

2 位置づけ

北上市立学校適正配置基本計画と、「北上市教育振興基本計画」及び「きたかみの未来を創る教育のあり方」等との位置関係は次のとおりです。

【体系図】



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和22年度までの15年間とし、5年ごとに見直しを行います。ただし、想定以上の人口減少等、教育環境が大きく変化する場合には5年を待たずに見直すこととします。

4 計画の構成

第1部 全体計画編

北上市における望ましい教育環境を実現するための基本方針のほか、適正配置の検討の進め方の留意点などを記載しました。

第2部 学校区編

対象校の各校区ごとに検討した結果に市の見解を付して記載しました。

第一部 全体計画編

第1 北上市教育の目指す姿

1 変化の時代

世界は、地球温暖化やそれに伴う環境の変化、人工知能（AI）など新たなテクノロジーの進展による産業構造の変化、国と地域によって事情が異なる人口動態の変化、欧州や中東などで発生した紛争が示す世界の分断化、これらがもたらす社会の不安定化など、VUCA（Volatility:変動性、Uncertainty:不確実性、Complexity:複雑性、Ambiguity:曖昧性）の時代と呼ばれる大きな変革期を迎えています。

日本においても時代の変化は例外ではありません。特に、少子高齢化による人口減少の影響は著しく、令和5年1月1日時点の住民基本台帳調査によると、統計開始以来で初めて全ての都道府県で人口の自然増減率が前年対比で減少しています。同調査によると、秋田県、青森県、岩手県の北東北三県は、0～14歳人口の割合や人口減少率が全国の上位3位を占めるなど、国内においても減少スピードが早いエリアとなっています。これらの時代の変化に対応するため、教育も進化する必要があります。

文部科学省においては、教育課程の基準となる学習指導要領を改訂後、第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5～9年度）を策定し、めまぐるしく変化する社会の中で、一人一人が社会の担い手となること、社会全体のウェルビーイング※の向上を目指し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実がより図られるなど、学校に求められる学び方も大きく変わってきています。

このような流れの中、小中一貫教育の推進、コミュニティ・スクールの取り組み、教師の働き方改革、中学校部活動の地域移行など、教育活動を発展させながらも、新たな手法で教育を維持・発展しようという動きが全国的に加速してきています。

※「ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」

出典：「次期教育振興基本計画について（答申）」令和5年3月8日中央教育審議会

2 望ましい教育環境の実現に向けて

社会環境が大きく変化する中で、将来を担う子ども達が、心身ともに健やかに成長するためには、社会全体が子どもの成長を支え育むとともに、子ども達には、取り巻く環境や社会の本質を見抜き、互いに支え合う力を身に付けることが求められています。

こうした状況を踏まえ、北上市教育委員会では令和3年度に北上市教育振興基本計画を改訂し、社会環境の変化に対応した教育方針を示し、施策の推進を図っています。

望ましい学校規模について、文部科学省資料では、「義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要」とされています。

北上市教育委員会においては、令和5年度に外部委員による「北上市学校適正配置の在り方検討委員会」を設置し、同委員会から「きたかみの未来を創る教育のあり方」提言書が令和6年2月に提出されました。この中で、北上市の教育の目指す姿を実現する上で、望ましい学校環境として、個人の資質・能力を育めること、及び人とのつながり・関係性を育めることが挙げられています。また、変化の激しい社会において、学校では知識や技能の習得に加え、児童生徒が集団の中で思考力や表現力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であるとし、この実現には一定の学校規模を確保することが重要とされました。

市では、この提言書に沿った、望ましい教育環境の実現を目指すこととします。

第2 市立小中学校の状況

1 北上市の人口の推移

北上市の総人口は、旧北上市、旧和賀町、旧江釣子村が合併した平成3年以降順調に増加していましたが、平成20年（2008年）の94,911人をピークに減少に転じて以降、減少傾向となっています。年齢区分別では、平成9年（1997年）を境に年少人口（0～14歳）が老人人口（65歳以上）を下回り、令和7年（2025年）度の年少人口は9,977人と過去最低となっています。少子化は今後も進み、2050年には年少人口が6,173人になると推計されています。

【図表1 北上市年齢3区分別人口（人）】



出典：実績「国勢調査」、予測「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

2 児童・生徒数の推移

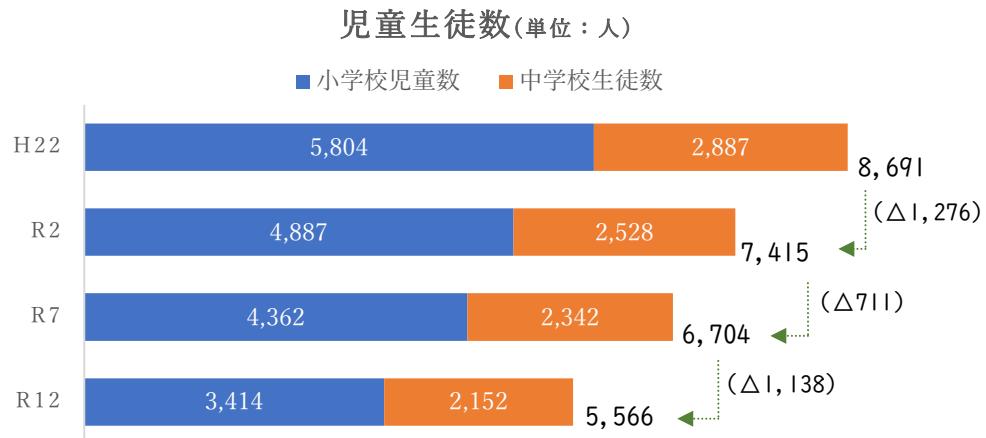
北上市の児童生徒数は少子化の進展により、年々減少幅が拡大しています。出生数から求める児童生徒数は、平成22年度実績8,691人から令和12年度推計5,566人まで減少していくと見込まれます。

また、学級数でみた場合、学校教育法施行規則に定める基準（12学級から18学級、35人学級換算）を下回る学校は、令和7年時点で小学校で14校中7校、中学校で9校中6校となっているほか、複式学級や入学者数0の学校が発生するなど、小規模化が加速しています。

「第1 北上市教育の目指す姿」として示した、望ましい教育環境を実現するため、現在過小規模となっている学校について、そのデメリットの解消または最小化に向けた検討を進める必要があると考えます。

※過小規模：本計画では、小学校においては複式学級が生じている規模、中学校においてはクラス替え不可の規模と定義しています。

【図表 2 - 1 児童生徒数推移（人）】



※R12 想定は、学校教育課提供「令和 7 年度以降の児童生徒数調べ」から作成

【図表 2－2 学校別児童生徒数推移（人）】

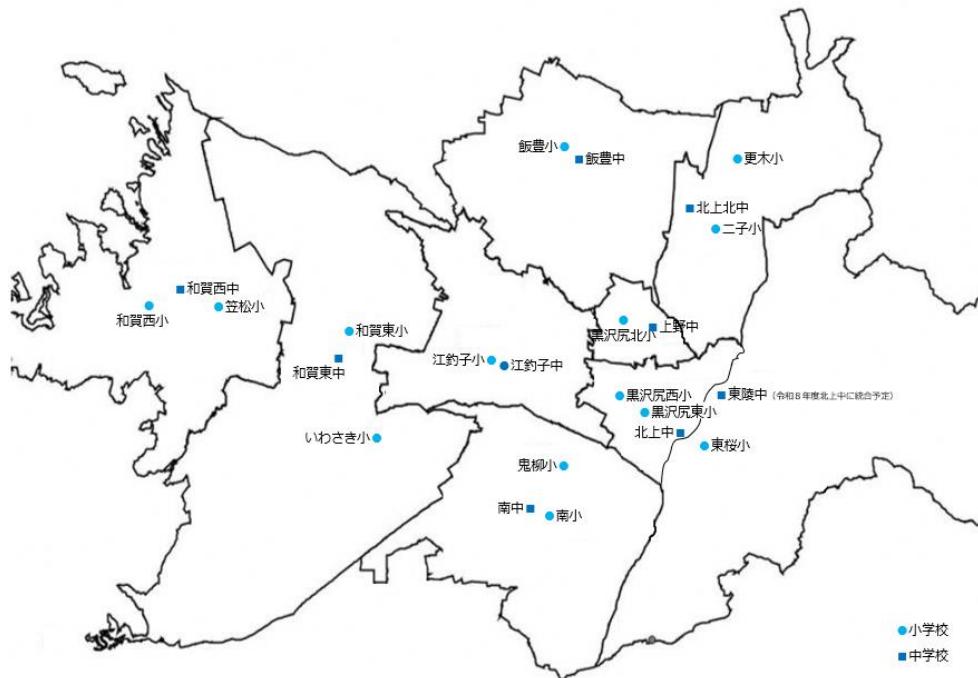
小学校	H30	R7	R12 想定 ※ 1	中学校	H30	R7	R12 想定 ※ 1
黒沢尻北小	813	687	591	上野中	398	391	337
黒沢尻東小	740	698	508	北上中 ※ 2	564	523	618
黒沢尻西小	430	392	365				
東桜小	231	169	140	東陵中 ※ 2	111	81	
飯豊小	551	473	380	飯豊中	314	279	249
二子小	216	186	149	北上北中	128	118	104
更木小	54	27	13				
南小	515	425	263	南中	456	374	347
鬼柳小	269	288	227				
江釣子小	648	568	493	江釣子中	332	287	276
和賀東小	320	255	161	和賀東中	229	208	163
いわさき小	115	79	54				
笠松小	87	79	46	和賀西中	110	81	58
和賀西小	82	36	24				
合計	5,071	4,362	3,414	合計	2,642	2,342	2,152

※ 1 学校教育課提供「令和 7 年度以降の児童生徒数調べ」から作成

※ 2 北上中学校及び東陵中学校は、令和 8 年度統合

※色付き部分：小学校においては複式学級、中学校においてはクラス替え不可を示しています。

【図表 2－3 市立学校位置図（中学校区）】



第3 計画の基本方針

1 小規模校のデメリットの解消（最小化）に向けて

文部科学省資料では、小規模校のメリット・デメリット、デメリットの解消手法を次のように例示しています。本計画を策定するにあたり、これらを参考にしながら検討を行うこととしました。

(1) 小規模校のメリット・デメリット

【図表3 学級数が少ないとによる学校運営上のメリット・デメリット】

小規模校のメリット	<ul style="list-style-type: none">①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい②意見や感想を発表できる機会が多くなる③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる④運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える⑤教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ＩＣＴ機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である⑥異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる⑦地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい⑧児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる⑨複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができ
小規模校のデメリット	<ul style="list-style-type: none">①クラス替えが全部又は一部の学年でできない②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい④クラブ活動や部活動の種類が限定される⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる⑥男女比の偏りが生じやすい⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる⑨班活動やグループ分けに制約が生じる⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる
複式学級	<ul style="list-style-type: none">①教員に特別な指導技術が求められる②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

出典：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

(2) デメリットを解消する主な手法

文部科学省資料によると、小規模校のデメリットを解消する手法として、学校の統廃合、小中一貫型小学校・中学校（併設型、分離型）、義務教育学校、通学区域の変更（学区の再編）があげられています。（図表4）

なお、通学区域の変更は、小規模校と大規模校が隣接する場合に有効とされますが、在学生の扱い、新たな学区と学校の位置関係、行政区や地域コミュニティへの影響などの慎重な検討が必要な手法となっています。

【図表4 小中一貫制度の概要（文部科学省資料）】

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	一	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ※		中学校連携型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

※ ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する

② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体化的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする

③ 一体化的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」

2 北上市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査

過小規模校のデメリットの解消や最小化を検討するにあたり、児童生徒、保護者、教職員の意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。概要は次のとおりです。詳しくは「北上市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果」(北上市公式ホームページを参照)をご覧ください。

(1) 実施概要

①実施期間 令和6年11月12日(火)～11月26日(火)

②調査対象者及び回答者数

調査対象者	表記	対象者数 (名)	回答者数 (名)	回答率 (%)
ア 北上市立小学校に通う6年生児童[14校]	児童	740	673	90.9%
イ 北上市立中学校に通う3年生生徒[9校]	生徒	791	682	86.2%
ウ 北上市内高等学校に通う1年生生徒[4校]	高校生	845	620	73.4%
エ 北上市立小中学校に勤務する教職員[23校]	教職員	719	460	64.0%
オ ア及びイの保護者[23校]	児童保護者・ 生徒保護者	1,531	765	50.0%
カ 北上市内幼稚園・保育園・認定こども園に通 う未就学児の保護者[37園]	未就学児保護 者	2,536	736	29.0%
合計		7,162	3,936	55.0%

③実施方法 オンラインによるアンケート回答

(2) アンケート結果（概況）

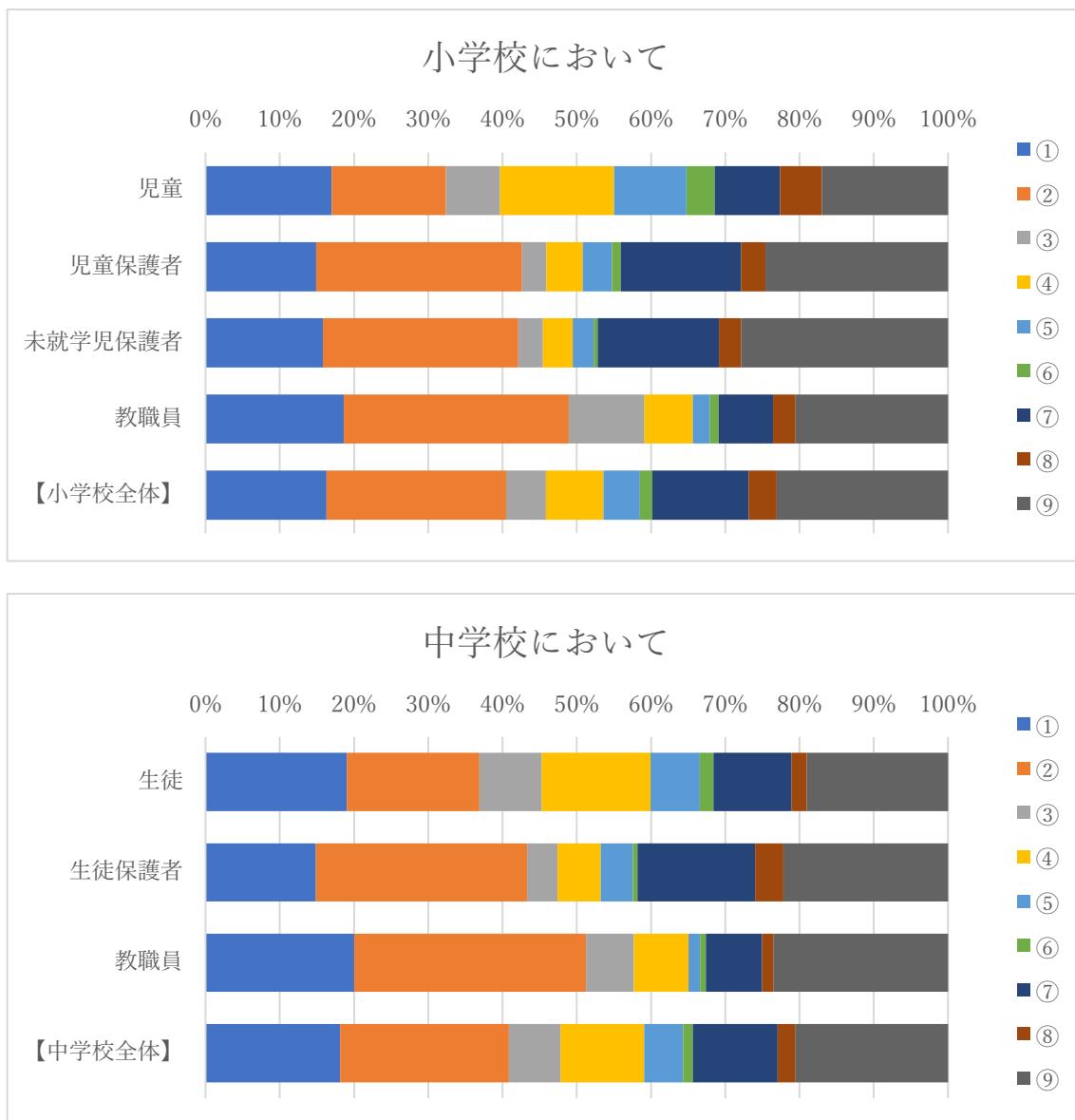
①教育環境において重視する点として、保護者は概ね「安全・安心」「教職員の人員」「社会性」「施設」を、教職員は学校規模について重視していることが分かりました。

(図表5)

②小規模校のデメリットとして実感していることとしては、文科省の示す例のとおり「部活動の限定」「クラス替えが不可」などが挙げられました。(図表6)

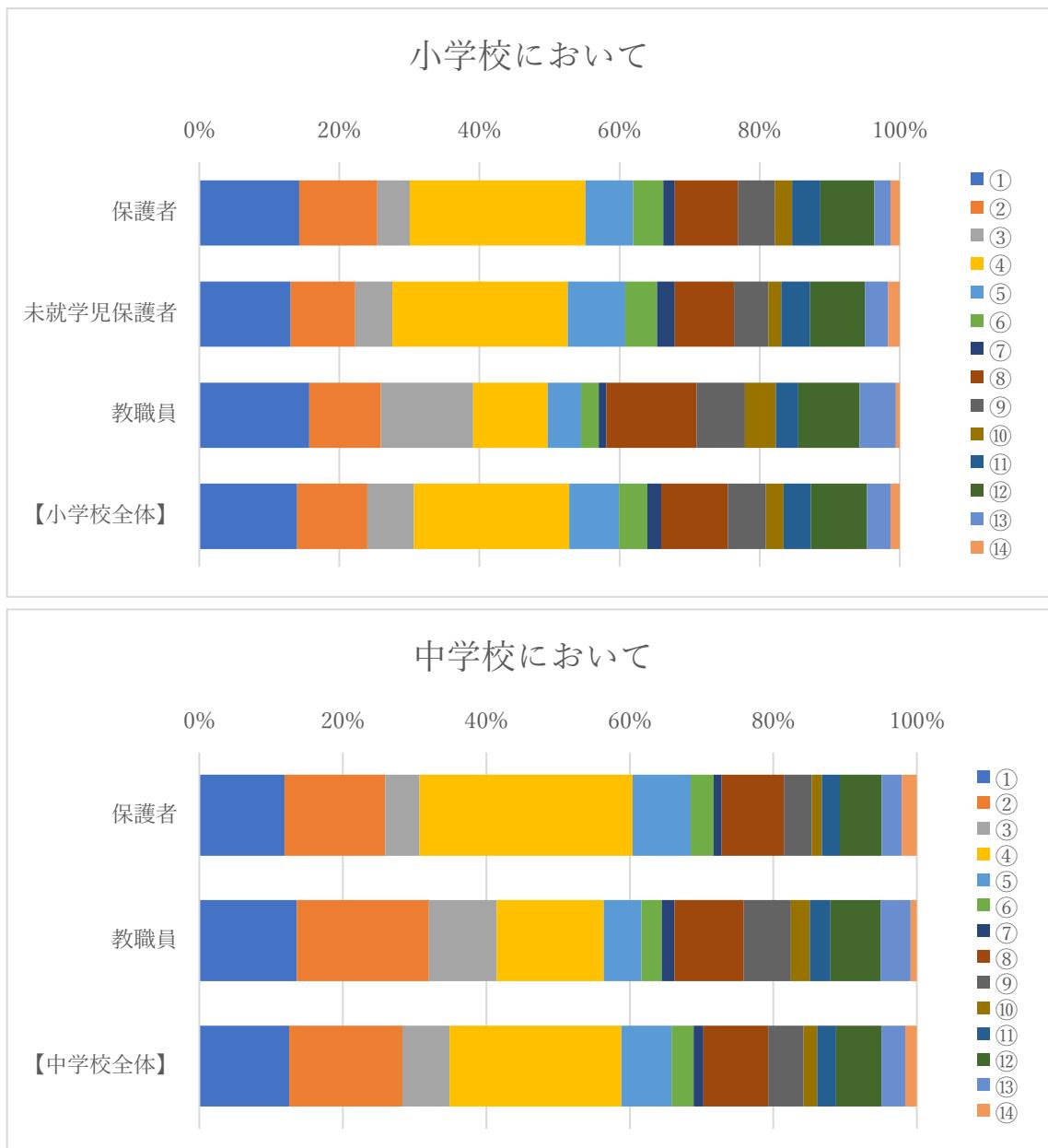
③学校統合を検討する時期としては、「複式学級が生じた、または生じる可能性がある」が40%程度を占める一方で、「全学年1学級の可能性が生じる」など早期検討を求めるものや、「分からない」「現在人数が多いので検討不要」など回答者の経験や認識による個人差が認められました。(図表7)

【図表5 教育環境において重視している点】



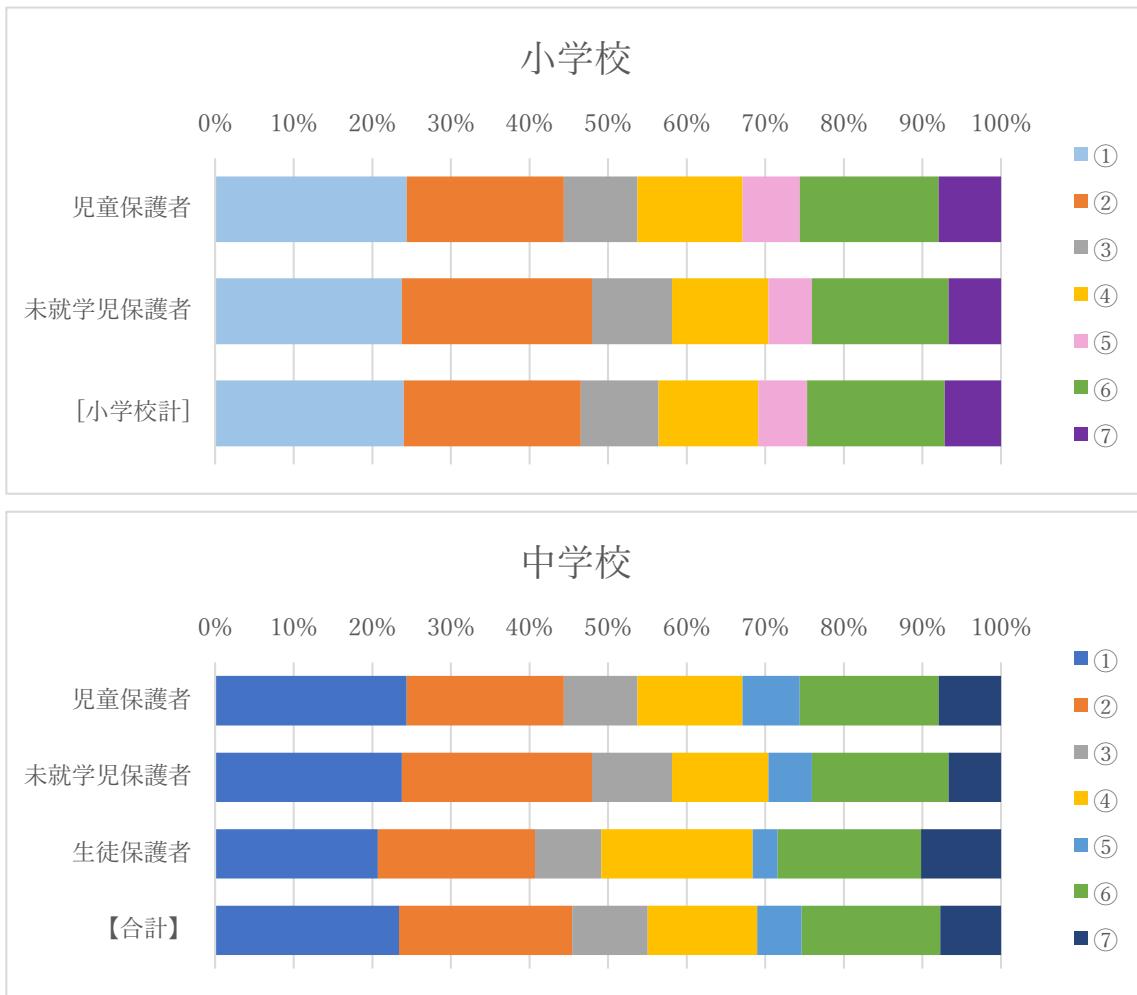
【選択肢】①校舎や体育館などの施設環境 ②先生の人数や教え方 ③仲間の人数やクラス数など学校の規模 ④仲間同士の意見交換など学びあいの環境 ⑤タブレットなどのICT環境 ⑥図書館の本の数や司書がいてくれる環境 ⑦社会性や協調性を育む多様性のある環境 ⑧地域の人たちと連携できる環境 ⑨安全・安心な生活ができる学校・学級の環境

【図表6 小規模校のデメリットと思われる点】



【選択肢】①クラス替えが全部又は一部の学年でできない ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができるない ③加配（都道府県等の申請を受け、国が教職員を追加する制度）なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくく ④クラブ活動や部活動の種類が限定される ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる ⑥男女比の偏りが生じやすい ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

【図表7 学校統合を検討する時期】



【選択肢】 ①現在、複式学級の対象となる学年がある ②将来、複式学級の対象となる学年がある ③現在、全ての学年で1学級となる ④将来、全ての学年で1学級となる ⑤現在、1学年1学級の学年がある ⑥将来、1学年1学級があると予想される ⑦その他

3 適正配置のための検討の進め方

(1) 対象校

検討の対象は、未就学児の住所地から市立学校の児童数を推計した「令和7年度以降の児童生徒数調べ」(P10 図表2-2参照)において、令和12年度までに複式学級が想定される次の小学校とし、地域協議会にて個別に検討を行いました。

更木小学校、いわさき小学校、笠松小学校、和賀西小学校

(2) 地域協議会における検討

検討は対象校ごとに個別に行うこととし、対象となる小学校がある地域ごとに地域協議会の設置を推奨しました。検討にあたっては北上市教育委員会から素案を示すのではなく、地域協議会が主体となって望ましい教育環境やそれを実現するための手法等を協議しました。

また、前述の小学校と同一中学校区である、二子小学校、和賀東小学校においても検討を推奨しました。

さらに、鬼柳小学校、南小学校については対象校とはなっていないものの、検討希望の意向が示されたため、協議会が設置され意見提出がなされました。

(3) 検討における配慮事項

1 保護者を含めた地域住民の理解と協力

教育環境の整備にあたっては、保護者を含めた地域住民の理解と協力が不可欠です。そのため、前述のアンケート調査結果を示しながら、保護者を含めた地域住民が一体となって、「子どもの学びと育ちにはどんな教育環境が最適か」を中心に据え対話を深め、教育と地域づくりの両面から検討を進めました。

2 子ども達の教育環境への配慮

子ども達の教育環境を検討するにあたっては、主役である子ども達が新たな教育環境に適応でき、新しい人間関係が構築できることが重要です。そのため、子どもの意見を尊重できるよう、保護者を含めた地域住民の連携及び協力した取り組みを重視しました。

3 北上市教育委員会の役割

北上市教育委員会は、地域協議会での円滑な協議等を支援するため、アドバイザーとして各地域協議会に必要な資料の提供や助言を行いました。

(4) 地域協議会における検討結果の扱い

地域協議会における検討結果については、地域において十分な検討を経て提出されたものであることから、その内容を尊重した上で、市の方針を付し、第2部「学校区編」に記載します。

協議に時間を要し、市計画策定検討委員会解散後に検討結果が提出された場合は、その意見書は教育委員会が受領し、市の方針を付した形で、本計画へ盛り込み、地域と共に実行していきます。

(5) 効果の検証

本計画に基づき実行された対応策の効果については、学校関係者や児童生徒、保護者等への意見聴取等により実行後3年を目途に検証することとします。

第二部 学校区編

(以下各地域協議会から提出された意見や市教委方針が記載されます)

資料

資料1 北上市教育振興基本計画抜粋

基本目標

「未来に向かい 自ら学び 地域を互いに支える人づくり」

「未来に向かい」

人口減少、少子高齢化などによる社会構造の変化、意欲的に活躍する高齢者の増加などによるくらしの変化、生活の様々な分野におけるデジタル技術の導入などによる情報化社会の加速、社会環境の変化は、これまで以上に大きく早くなっています。その環境変化に対する課題を明らかにし、未来に対応できる教育を進める必要があります。

「自ら学び」

変わりゆく社会環境に対応するためには、社会環境の変化に関する新たな知識を手に入れ、自らの考え方、生き方を模索する必要があります。そのためにも、主体的で生涯を通じた学びが重要となります。

「地域を互いに支える」

すべての世代における教育は、学校や家庭を含む地域一体で取り組む必要があります。その地域を担う人づくりが必要となります。

一方で、年齢、性別、障がいや病気の有無、国籍等を問わない多様性が当たり前の社会、持続可能な社会の実現には、互いを尊重した人と人との関係構築、パートナーシップが不可欠であり、互いに支え合う考え方を育てる必要があります。

基本方針

「郷土に誇りを持ち、未来に向かう人づくり」

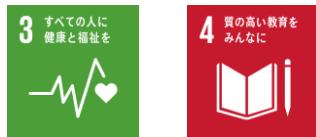
郷土を愛し、未来を切り拓き、人生を輝かせる力を備えた人づくりに向けて、子ども達が時代の変化に対応し、しっかりと生き抜く力の基礎を身に付けることができる学校教育を目指し、児童生徒一人ひとりの成長に応じた最適な教育環境を幼稚園・学校・家庭・地域が協力して提供します。

【SDGs（持続可能な開発目標）との連動】



基本方針2 すべての人が活躍できる環境づくり

いつでも誰でも生涯学習、文化芸術及びスポーツを楽しむことができる環境の整備を推進することにより、郷土愛の醸成と地域の活性化につなげるとともに、生涯学習やスポーツ活動に自主的・主体的に関わっていく社会を形成します。



基本施策

施策 1 変化する社会を生き抜く「知・徳・体」の育成

国籍、心身の状態、家庭環境等を問わず、すべての幼児・児童生徒の「知・徳・体」を育てるため、豊かな自然、伝統ある郷土文化等、地域の様々な資源を生かし、市内教育機関との連携強化を図りながら、連続性のある学校教育を展開します。

また、学校給食による食育を推進し、子ども達が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全な生活を送る基礎を培います。

施策 2 最適な教育環境の構築

安全で安心な質の高い教育環境を整備するとともに、社会に開かれた学校づくりを進め、地域全体で子ども達の学びを支える環境を整えていくため、学校と地域の連携・協働体制を構築します。

資料2 学校規模に関する国及び県の基準

1 国の基準

- ・ 1校の標準学級数は、小学校及び中学校共に「12学級以上18学級以下」。
(学校教育法施行規則第41条及び第79条)

- ・1学級の児童又は生徒数は下表のとおり。

(公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び、第3項に規定する特別支援学級（以下この表及び第7条第1項第5号において単に「特別支援学級」という。）	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

2 岩手県の基準

- ・岩手県における、1学級当たりの児童生徒の数は35人。

(岩手県公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当基準)

3 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日文部科学省）」抜粋 ※以下、「手引き」という

①望ましい学級数の考え方(手引き:9頁)

○こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

②通学距離による考え方(手引き:15頁)

○これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適

切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

③通学時間による考え方(手引き：15 頁)

○以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

資料3 北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会

1 委員構成

(1) 令和6年度

No.	氏名	設置要綱第3の区分	役職
1	澤田 安弘	(1)保護者の代表者	更木小学校 P T A 会長
2	伊藤 巧		江釣子小学校 P T A 会長
3	折笠 周郎		東桜小学校 P T A 会長
4	齋藤 康	(2)地域教育関係者	飯豊地区振興協議会会長
5	及川 三男		相去地区自治協議会会長
6	早川 英信		和賀地区自治協議会会長
7	柴田 智子	(3)学校関係者	東桜小学校校長
8	八重樫 満		飯豊中学校校長
9	田代 高章	(4)学識経験者	岩手大学教育学部教授
10	山沢 智樹		岩手県立大学准教授

(2) 令和7年度

No.	氏名	設置要綱第3の区分	役職
1	佐藤 圭	(1)保護者の代表者	黒沢尻東小学校 P T A 会長
2	池田 裕徳		南中学校 P T A 会長
3	山内 雄太		黒沢尻北小学校 P T A 会長
4	齋藤 康	(2)地域教育関係者	飯豊地区振興協議会会長
5	小松 久孝		藤根自治振興会会長
6	伊藤 文洋		いわさき小学校 P T A 会長
7	佐藤 紀夫	(3)学校関係者	東桜小学校校長
8	八重樫 満		飯豊中学校校長
9	田代 高章	(4)学識経験者	岩手大学教育学部教授
10	山沢 智樹		岩手県立大学准教授

2 検討経過

月日	内容
令和6年 6月4日	第1回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・委員長互選、副委員長選定　・会議の運営方法について ・北上市立学校適正配置基本計画策定方針について
6月27日	地域づくり組織連絡会にて「きたかみの未来を創る教育のあり方」 を配布。併せて、説明会開催周知依頼。

7月2日	第2回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・第1回確認事項　・全体説明会について ・地区説明会について　・地域協議会について
7月20日	きたかみの未来を創る教育のあり方説明会（参加者50名）
7月23日	地域づくり組織代表者会議にて、「きたかみの未来を創る教育のあり方」を配布。併せて、地区説明会会場調整開始のお知らせ。
8月20日	地域説明会の周知及び参加依頼
9月3日	第3回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・地域協議会について　・基本計画の構成について
9月6～26日	地域説明会（市内7箇所【うち1箇所中止】、参加者83名）
10月29日	第4回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・アンケートの実施について ・地域協議会について
11月12～26日	北上市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（回答者数3,936名）
11月28日	第5回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・地域協議会の設置について ・地域づくり組織の長との意見交換会について
令和7年 1月8日	地域づくり関係者と北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会委員との意見交換会
2月27日	第6回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・クラス替えについて　・基本計画の達成目標について ・規模のデメリットを解消する手法について
7月1日	第7回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・これまでの議論に振り返り　・地域協議会の動向について
8月21日	第8回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・地域協議会の動向について ・北上市立学校適正配置基本計画素案について
10月9日	第9回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・地域協議会の動向について ・北上市立学校適正配置基本計画素案について
12月11日	第10回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会 ・地域協議会の動向について ・北上市立学校適正配置基本計画素案について
●月●日～●日	パブリックコメント実施
●月●日	第11回北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会
●月●日	パブリックコメントの質問へ回答
●月●日	北市教育委員会定例会へ付議
●月●日	北上市立学校適正配置基本計画策定

北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会設置要綱

令和6年3月28日

告示第3号

(設置)

第1 きたかみの未来を創る教育のあり方の実現に向けた北上市立学校適正配置基本計画の素案を策定するため、北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項等)

第2 検討委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 北上市の子ども達が将来必要とする資質・能力に関すること。
- (2) 子ども達にとって持続的で適正な教育環境の実現に関すること。

2 検討委員会は、前項の規定による検討を踏まえて北上市立学校適正配置基本計画の素案を策定し、教育委員会に提出するものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 地域教育関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4 委員の任期は、第2第2項の規定により北上市立学校適正配置基本計画素案を教育委員会に提出したときまでとする。

(委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部総務課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

資料4 関連リンク集

- ・文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」平成27年1月27日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm
- ・文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月26日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm
- ・閣議決定「教育振興基本計画」令和5年6月16日
https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/
- ・文部科学省「平成29・30・31年改訂学習指導要領(本文・解説)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- ・中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して-すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」令和3年1月
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
- ・中央教育審議会答申「次期教育振興基本計画について」令和5年3月8日
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985_00005.htm
- ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」令和4年3月
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育リーフ Vol.11 交流及び共同学習の授業づくり」令和5年12月
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
- ・北上市「第3次北上市教育大綱」令和5年8月
[https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/seisakukikakuka/seisakusuisingakari/1/2_1/25399.html](https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/seisakukikakuka/seisakusuishingakari/1/2_1/25399.html)
- ・北上市教育委員会「北上市教育振興基本計画」令和3年3月
<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kyoukuiinkaisomuka/somukakari/1/5312.html>
- ・OECD(経済協力開発機構)「OECD Learning Compass 2030 仮訳」令和2年3月
https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/learning-compass-2030/OECD_LEARNING_COMPASS_2030_Concept_note_Japanese.pdf
- ・北上市立学校適正配置の在り方検討委員会「きたかみの未来を創る教育のあり方」令和6年12月
https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kyoukuiinkaisomuka/somukakari/1_1/26447.html
- ・北上市教育委員会「北上市立学校適正配置に関するアンケート調査結果」令和6年12月
https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kyoukuiinkaisomuka/somukakari/1_1/27213.html